

諮問番号：平成29年度諮問第19号

答申番号：平成29年度答申第21号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、平成28年12月7日付けの返還処分に係る部分は認容されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、原処分（平成28年11月28日付け及び同年12月7日付けの生活保護費返還処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 審査請求人は、火災保険金を保護開始前の債務の返済、道外への引越費用に費消しているにもかかわらず、処分庁はその用途を調査していない。
- (2) 処分庁は、保護開始の時点で、審査請求人の火災保険金が返還対象である旨の説明を行っていないから、承諾することはできない。
- (3) 審査請求人は、医療扶助を認められなかったため、就労が阻害されたこと、また、原処分により引越先から釧路市までの交通費を要したことなどから、処分庁は審査請求人に損害賠償をするべきであり、原処分に係る返還額と相殺されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 火災保険金は、保護開始前の請求人の資力として、生活保護法第63条による返還金の対象となるべきものであり、保護開始前の債務返済について、返還額から控除することはできない。
- (2) 保護開始の際に、火災保険金の受領により、保護費が返還になる旨の説明を行っている。
- (3) 処分庁が、審査請求人の医療扶助を認めなかった事実はないから、審査請求人の就労を阻害したという主張は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、審査請求人が火災保険金収入があったことにより行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、自宅の一部を火事で焼失し、住む場所も直ちに活用できる資産もないことを理由として保護費を受給したが、その時点で、保護開始前の火

災により、保険金請求権は客観的に確実性を有していたといえるから、保護開始時より資力があつたものとして、その資力が換金された段階で、当該資力を限度として支給した保護費の全額が返還額となる。

また、処分庁は、審査請求人が受領した火災保険金のうち、その6割以上にあたる自宅の解体工事費用を自立更生のための必要経費として認定しており、適正な取扱いと認められる。

なお、原処分のうち、平成28年11月30日分の保護費は、重複して返還額が認定されたものであるから、同日分の保護費に係る同年12月7日付けの返還処分は取り消されるべきである。

審査請求人は、火災保険金を保護開始前の債務の弁済等に費消したこと、保護開始の時点で返還対象となることについて処分庁の説明がないこと、処分庁の違法な行政指導等により損害賠償請求権を有するから、返還額と相殺されるべきと主張するが、保護開始前の債務の弁済は、返還額から控除できないこと、処分庁の説明の有無は返還の要件とされているものでもないこと、保護制度上は、返還金債権と他の金銭債務を相殺する取扱いはそもそも認められていないから、請求人の主張は採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分のうち、平成28年12月7日付けの返還処分は取り消されるべきであり、その余の処分は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年7月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月25日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

もっとも、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲で本来の要返還額から控除され、保険金にあっては、被保護世帯の自立更生のために充てられる額であつて、事前に保護の実施機関に相談があつたものに限り、本来の要返還額から控除することができるものの、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は、自立更生の範囲には含まれないと解される。

そこで、本件についてみると、処分庁は、審査請求人が受領した火災保険金のうち、事前に相談のあった被災家屋の解体工事費用については、自立更生のために充てられたものとして、これを要返還額から控除していることが認められる。

また、保護開始前の債務弁済のために充てられた額にあっては、そもそも債務弁済が自立更生の範囲に含まれないから、これを要返還額から控除することはできず、引越のために充てられた額にあっては、当該引越自体が事前に処分庁へ相談されることなく行われ、処分庁に居住地の異動を届け出なかったことにつきやむを得ない事情があったとも認められないから、これも控除することはできない。

したがって、被災家屋の解体工事費用は要返還額から控除し、その余の費用は控除しないとする原処分を行った処分庁の判断には、何ら不合理な点はなく、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。ただし、原処分のうち、平成28年11月30日分の保護費に係る返還処分は、重複してなされたと認められるから、同年12月7日付けの返還処分は取り消されるべきである。

なお、審査請求人は、処分庁が火災保険金が返還対象である旨の説明をしなかったから返還義務はなく、処分庁の違法な行政指導等によって医療扶助を受けられず損害を被ったから、これによる賠償請求権と返還額を相殺すべき等の主張をするが、処分庁は、保護開始に当たって、保険金収入が返還対象となる旨の文書を交付している事実が認められ、また、生活保護制度上、保護費の返還債務と他の債権を相殺する取扱いは認められていないから、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分のうち、重複してなされた平成28年12月7日付けの返還処分はこれを取り消すべきであるが、その余の処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求のうち、同日付けの返還処分に係る部分は認容されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美